

## まつうら市議会だより表紙写真募集要項

### 1 表紙写真の募集

市民の市議会への関心を高め、まつうら市議会だより（以下「市議会だより」という。）が市民により親しまれるよう、市議会だよりの表紙に掲載する写真（以下「表紙写真」という。）を募集します。

### 2 募集内容

募集する表紙写真の内容は、四季折々の風景、まつり、イベントなど松浦市内で撮影された写真で表紙写真としてふさわしいものとします。

### 3 応募写真の条件等

(1) 応募写真については、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① 撮影者本人に著作権があるもの
- ② 原則として、1年以内に撮影されたもの
- ③ 紙面の都合上、縦向きで撮影されたもの
- ④ A4版の大きさを掲載するため、原則として、高画質（画素数600万画素以上）のデジタルデータで提供ができるもの
- ⑤ データ形式がJPEG形式のもの

(2) 応募写真の内容が次のいずれかに該当するものは、表紙写真として採用されません。

- ① 公序良俗に反するもの
- ② 著作権、肖像権、プライバシー権など他人の権利を侵害するもの
- ③ 特定の個人や企業等の宣伝・広報活動とみなされるもの又は特定の政治や宗教の活動を助長するとみなされるもの
- ④ その他表紙写真としてふさわしくないもの

### 4 応募資格

応募資格は不問とし、どなたでも応募することができます。

### 5 受付期間

応募の受付期間は、通年とします。

### 6 応募上の注意

表紙写真の応募については、次の点に注意してください。

(1) 被写体が人物又は個人の所有物である場合は、応募に関して必ず被写体ご本人（被写体が未成年者の場合はその保護者）又は所有者の承諾を得てください。ただし、イベントなどの写真で多数の被写体があ

り個人の特が難しいと判断される場合又は風景写真として個人の所有物が撮影されている場合は、この限りではありません。

- (2) 応募写真に関する著作権、肖像権、プライバシー権等の権利侵害の問題が発生した場合、その責任及び解決は全て応募者に帰属するものとし、松浦市議会はその責任を負わず、解決についても一切関与しません。
- (3) 応募写真の著作権は撮影者に帰属します。
- (4) 応募した時点で、その写真を松浦市議会が無償で使用することに応募者が承諾したものとみなします。
- (5) 採用された写真については、紙面の都合上必要に応じて、トリミングなどの編集・加工を行うことに応募者が承諾したものとみなします。
- (6) 1回につき複数の写真を応募できます。
- (7) 応募にかかる費用は、全て、応募者の負担でお願いします。
- (8) 応募していただいた作品や記録媒体の返却は行いません。
- (9) 応募及び採用に対する商品等の贈呈は行いません。
- (10) 原則として、応募後の辞退はできません。

## 7 応募方法

表紙写真の応募に当たっては、まつうら市議会だより表紙写真応募用紙（別記様式）に必要事項を記入した上で応募写真を記録媒体（CD又はSDカード）に保存し、松浦市議会事務局に持参又は郵送してください。持参する場合は、松浦市役所の開庁日の午前9時から午後5時までの間にお越しください。

## 8 掲載

表紙写真については、次のとおり掲載します。

- (1) 写真を掲載した市議会だよりは、市内全戸等に配布するほか、市のホームページにも掲載します。
- (2) 表紙写真のタイトル、撮影者の氏名、撮影場所等を市議会だよりの表紙に掲載します。ただし、氏名の掲載を希望しない場合は、この限りではありません。ニックネームなどを掲載することもできます。
- (3) 応募用紙に記入されている事項で市議会だよりに掲載するものについては、その内容の加筆又は修正を事務局から提案させていただくことがあります。

## 9 審査等

表紙写真の審査等に関することについては、次のとおりとします。

- (1) 松浦市議会の広報特別委員会で審査を行います。

- (2) 審査においては、第3項に規定する応募写真の条件等を考慮し、表紙としてふさわしい写真を決定します。
- (3) 表紙写真の決定後、その写真の応募者に連絡します。
- (4) 審査に関する問合せには一切応じません。
- (5) その他表紙写真の募集に関することは、広報特別委員会が決定します。

#### 10 写真データ及び個人情報等の取扱い

募集に際して応募者から取得した写真データ及び個人情報等の取扱いについては、次のとおりとします。

- (1) 表紙写真の掲載に関する事項以外には使用しません。
- (2) 第三者に提供することはありません。
- (3) 保存年限は当該応募を受け付けた日が属する年度の翌年度末とし、保存年限経過後は応募時に提出されたもの全てを廃棄します。
- (4) 保存期間内であっても、応募者の申出により廃棄します。

#### 11 問合せ先

松浦市議会事務局（松浦市役所4階）

〒859-4598 長崎県松浦市志佐町里免365番地

電話：0956-72-1111

FAX：0956-72-4676

E-mail：gikai@city.matsuura.lg.jp